

20120829

「熟議と決定の国会」に向けた改革提言（案）（未定）

衆議院議長 横路孝弘

参議院議長 平田健二

近年「決められない国会」との批判が強くある。これは、ここ数年来の「衆参のねじれ国会」を理由とするものだけではなく、以前から国会が与野党の日程闘争を中心に展開され、特に、会期末の延長問題、法案の会期末の審議未了廃案・継続をめぐる国会審議のあり方に問題があるとするものである。こうした従来の国会運営の慣行を改め、熟議の国会として国会本来の姿を取り戻し、会期終盤における参議院の審議時間及び与野党の修正協議時間を十分に確保すべきとの指摘に応えるために、さらには緊急事態が生じた場合に国会が迅速に対応できる態勢をとるためにも、国会会期（特に常会）の長期化、実質的通年国会化が必要と考える。

これまで、会期の長期化は、関係各方面における国会改革案やマスコミ報道においても、再三再四提案されてきたが、未だに実現に至ってはいない。その大きな理由の一つとして、「会期末廃案」という野党の抵抗手段を奪うものであるという意見があるが、与野党の協議の機会を拡大し、決定への道筋が開けるという大きな利点があるだけではなく、野党からの行政統制の機会が増え、行政の適正な執行を監視することが可能となる。他方で、行政が長期に国会に拘束され行政効率が低下したり、国際化時代にあつて閣僚の国際会議出席への障害ともなりかねない。以上のことを全体的に勘案して、以下のことを提案する。

1 実質通年会期制の導入

○常会の召集は現行のとおり1月中とし、会期を300日間とする。ただし、議員の任期が満了する場合は、満了日の30日前までとする。なお、満了日までの延長は現行どおり可能とする。

○特定の期間（ゴールデン・ウィーク、夏季）を「休会」として、会期当初に事実上決定し、外交等の日程に配慮する。なお、夏季休会は「議院の休会」（日数制限を撤廃する）とし、両院の了解のもと、各院で決定する。

○特別国会及び選挙後の臨時国会の会期は、実質通年会期であることを踏まえて、両議院一致の議決で定める。

○会期の長期化に伴い、国務大臣等の海外出張、議員の個人渡航を柔軟に認める。

2 実質通年会期化に伴う改革

○会期の長期化にあわせて「実効性のある両院協議会」を可能とするため、両院協議会の協議委員の人数を20人に拡大するとともに、院の全構成会派に比例配分する。また、成案決定の要件を「三分の二」から「(各議院の協議委員の)過半数」に改めるとともに、実務者協議のための「小委員会」を設置できるようにする。

○会期が長期にわたることから、委員会においては、大臣のみならず、副大臣、政務官の活用を積極的に進めて、より活発かつきめの細かい審査の機会を担保するようにする。